

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 入札監視委員会

平成28年度 議事概要

中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）入札監視委員会の平成28年度委員会が、平成29年1月13日、JESCO本社において開催されました。議事の概要についてお知らせ致します。

開催日及び場所	平成29年1月13日(金) JESCO本社 A会議室			
委員	委員長 小林 光 (慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授) 委 員 稲垣 隆司 (岐阜薬科大学学長) 委 員 橋詰 博樹 (多摩大学グローバルスタディーズ学部教授)			
審議対象期間	平成27年10月1日～平成28年9月30日			
抽出案件	工事(PCB処理事業) 計27件		業務(PCB処理事業・中間貯蔵事業) 計70件(31件) ※カッコ内はうち中間貯蔵事業案件	
	H27(下期)	H28(上期)	H27(下期)	H28(上期)
一般競争	0	1	6(3)	16(13)
指名競争	1	1	0	0
随意契約	4	20	2	46(15)
委員からの意見・質問 及び回答	意見・質問		回答	
	【別紙】のとおり			
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	<u>意見の具申又は勧告はなし</u> ただし、各委員から意見のあった以下の点について、今後の業務の改善に役立てること。 1 随意契約となっている案件については、事業を区分することで競争入札が可能になるか検討していただきたい。 2 低入札については、実際の仕事と照らし合わせて、積算方法について経験を積み重ねていくことが大切である。来年度の同様の入札についても注視して、労働者にしわ寄せがいくことを助長するようなことがないように。			

【別紙】委員からの意見及び回答

意見・質問	回 答
【PCB処理事業】随意契約 ①H28北海道2系プラズマ炉補修工事－1 ○ 価格にかかわるところの人工数の評価及び精査はどのように行っているのか。 ○ 補修が必要となるプラズマ炉の劣化の程度については、プラズマ炉に投入した量や質、または経過年数で推定できるのか。 【中間貯蔵事業】一般競争入札 ②中間貯蔵施設整備事業土壌汚染状況調査業務（平成28年度） ○ 予定価格が正しければなぜ低入札になったのか。また、業者の積算が正しいとすれば、予定価格が過大だったのではないか。	○ 何年も実施しているので、過去の実績から評価及び精査している。 ○ プラズマ炉のメンテナンスとしては、時間が来たら更新をするという考え方と、状況を見ながら更新をするという考え方の2つがある。状況を見ながら更新しようとなると、プラズマ炉は高温であるため、稼働の停止及び立ち上げに相当時間がかかり、PCB処理の稼働日数が少なくなってしまう。年間稼働日数を最大確保するためには、これまでの実績を踏まえて計画的に交換をし、それによってPCB廃棄物処理量を最大化するという方針で補修している。 ○ 数量及び歩掛については、JESCOの積算基準による。また、最低価格を提示した者には、ヒアリングを2回行い、特記仕様書で指定している技術者が配置できているか、入札価格の内訳で本当に品質が確保できる人工を計上しているか、特殊勤務手当を適切に計上しているかを確認し、問題ないと判断した。低入札になった原因は、実際に支払われる人件費などではなく、経験豊富な専門チーム体制による効率化及び一般管理費等の間接費を業者が大幅に削減したことだったため、予定価格も適正と考える。

【中間貯蔵事業】一般競争入札 ③中間貯蔵事業に係る輸送工事等工事監督支援補助業務（平成２８年度） ○ 特記仕様書にあるような技術士の資格、経験等が工事監督支援補助業務に必要なのか。 ○ この業務は下請が認められているのか。そうであるならば、受注者の役割とは何であるのか。	○ 業務としては補助であるが、監督する環境省及び JESCO と一体となって監督をすることになることから、技術士の資格、経験等は必要である。なお、この業務は平成２８年度から JESCO が実施することになったが、平成２７年度は環境省が実施しており、技術士の資格、経験等については同じランクにしている。 ○ JESCO の了解を得れば、下請は認められ、実際は地元の会社が請負っている。今年の輸送量は去年の３倍、来年度はまたその３倍に増加することから、それに対応するために JESCO と協力し改善を加えていくことが受注者の役割として求められている。
---	---

【議事概要参考】

中間貯蔵・環境安全事業株式会社入札監視委員会は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成１２年法律第１２７号）の趣旨を踏まえ設置された第三者機関です。

同委員会の主な任務は、以下のとおりです。

- ① J E S C O が発注した工事等に関し、入札・契約手続の運用状況について報告を受けること。
- ② 当該工事等の中から委員会が抽出したものについて、一般競争参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名の理由及び経過等について審議し、不適切な点又は改善すべき点があると認めた場合に、J E S C O に対して意見の具申又は勧告を行うこと。
- ③ 公募型及び通常指名競争入札並びに随意契約における入札・契約手続に係る再苦情処理を行うこと。

【問合せ先】

東京都港区芝一丁目７番１７号 住友不動産芝ビル３号館４Ｆ

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

管理部入札監視委員会事務局

契約・購買課